

第10章 養護教諭養成所



養護教諭養成所（現教育学部東教室）

第1節 あゆみと現況

1. 沿革の概要

(1) 発足へのあゆみ

戦後教育改革により、学校保健を掌る一員として養護教諭が、小学校・中学校に配置されることになり、教育職員免許法(昭和24年5月31日、法律第147号)によりその資格が規定された。しかし、当初は免許法の適格者をもって養護教諭の必要人員を充足するには程遠く、また養護教諭の養成も教育界の要望に十分応えられないのが実情であった。昭和27年7月、教育職員免許法が改正され、幾分改善された面もあるが、なお養護教諭の養成は学校教育の場における急務でありながら、それに当たる専門の機関も殆んどみられず、専ら公立の保健婦養成機関及び私立の短期大学による副次的有資格者の養成に任せられていた。養護教諭について、義務教育の学校に必須の要員でありながら、国によるその養成がこのように立ち遅れた状態であったので、教育界をはじめとして各方面から養護教諭の養成に対する国の積極的姿勢が要望された。それに応じて、昭和37年からまず1年課程の養成が熊本大学を含む八つの国立大学で始められた。しかし、一般教諭の養成制度に比べれば格段の差があり、各方面から国に対して養護教諭の養成に対するさらに積極的努力が要望された。そこで昭和40年に至り国立養護教諭養成所設置法(昭和40年3月31日、法律第16号)が制定され、北海道教育大学と岡山大学に初めて国立の3年課程の養護教諭養成所が設置され、続いて翌年熊本大学にも同法改正(昭和41年3月31日、法律第22号)により、当養成所が設置された。さらに全国で九つの国立養護教諭養成所が、各地の国立大学に設けられた。このことは我が国における養護教諭養成の歴史のうえで画期的前進であった。

なお、国立養護教諭養成所設立の目的は、養護教諭としての専門の教育を施し、計画的にその養成を図ることとされ、修業年限は3年とされた。しかし、卒業後の資格は養護教諭2級で養護教諭養成専門の機関で長期の専門教育を修めた結果に十分応えるものとは言い難いものであった。当時著しく不足していた養護教諭の需要に短期的に応える目的もあっただろうが、3年という修業年限は、本来教員の養成は4年制の大学によるという原則などからして、将来に問題を残すところとなった。

(2) 養護教諭養成所設立の構想と準備

国立養護教諭養成所設立に関する文部省の構想(40年7月28日通達)は、「①国立養護教諭養成所は養護教諭として充実した教育を施し、計画的にその養成を図るために設置するものである。②養成所は養護教諭の需給を考慮し、地域別に配置するものである。③養成所の修業年

限は養護教諭として充実した教育を施すため3年とした。」というものである。

学生の定員については1学年40名で、教官定員は教授3，助教授3，助手6となっているが、助手6名は実施にあたっては3名に変更されている。

以上のような文部省の計画に応じて熊本大学に九州地区の養成所を設けるべく、本学では教育学部を中心として設立の計画が進められ、昭和40年には41年度予算の概算要求にその計画を盛り込むに至った。そして40年末にはその内示により実現の見通しがつき、早急にその具体策をたてる必要にせまられた。そこで大学は、全学よりなる熊本大学養護教諭養成所設置準備委員会を設けてその推進にあたり、第1回の委員会は昭和41年2月21日に開かれ、養成所設置準備の大要、その事務処理の具体的要項について協議した。その委員会の主要なるメンバーは、柳本学長を委員長に木場教育学部長、医学部長、附属病院長、事務局長、学生部長、庶務部長、経理部長である。かくして昭和41年2月末には、熊本大学養護教諭養成所設置計画書ができ、文部省に提出する段階になった。その計画書の大要は次の通りである。

熊本大学養護教諭養成所設置計画書

1. 名称：熊本大学養護教諭養成所
2. 目的：熊本大学養護教諭養成所は国立養護教諭養成所設置法に基づき養護教諭を養成することを目的とする。
3. 位置：熊本市黒髪町（熊本大学教育学部構内）
4. 修業年限：3年
5. 入学定員：40名
6. 校地及び校舎等建物（第1図：A，B）
7. 授業科目：（第1表）
8. 教職員組織：所長は木場教育学部長が併任。

その他、専任教員3名、非常勤講師14名、事務組織 事務長1，係長1，係員2，

上記の計画書は文部省において受理され、（昭和41年4月7日付、文部省大学学術局長より熊本大学長への通知）、昭和41年3月末日付で国立養護教諭養成所設置法が一部改正、同年4月1日より公布され、本学に昭和41年4月1日より当養成所が発足することとなった。

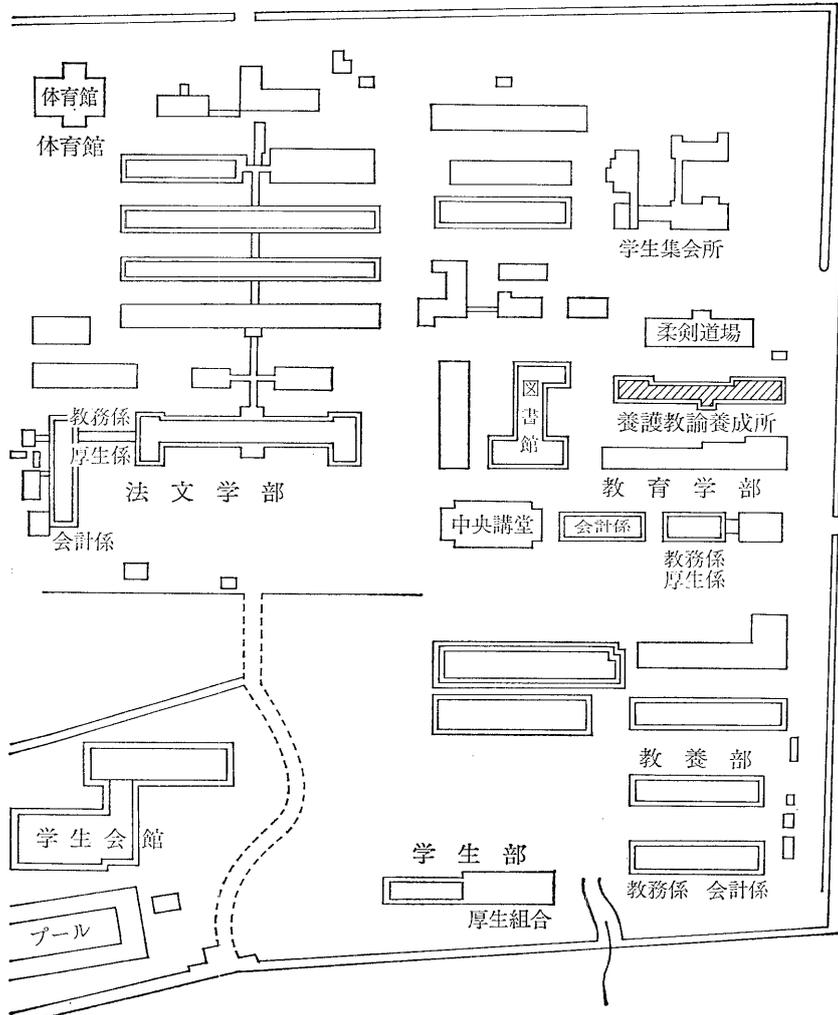
（3）発足時の状況

発足当時の教職員の組織は前記計画書の通り、木場教育学部長が所長を併任して、教官は教授1，助教授1，助手1で、事務組織は事務長のほか、総務係のみで、係長1，係員2であったが、しばらくしてその他に2名の臨時の用員が配置された。事務所は発足当初は一時教育学部管理棟内に置かれたが、間もなく計画書にある予定の校舎の改造ができたので、5月28日移転してその後2年余りはその仮校舎住まいの時代である。

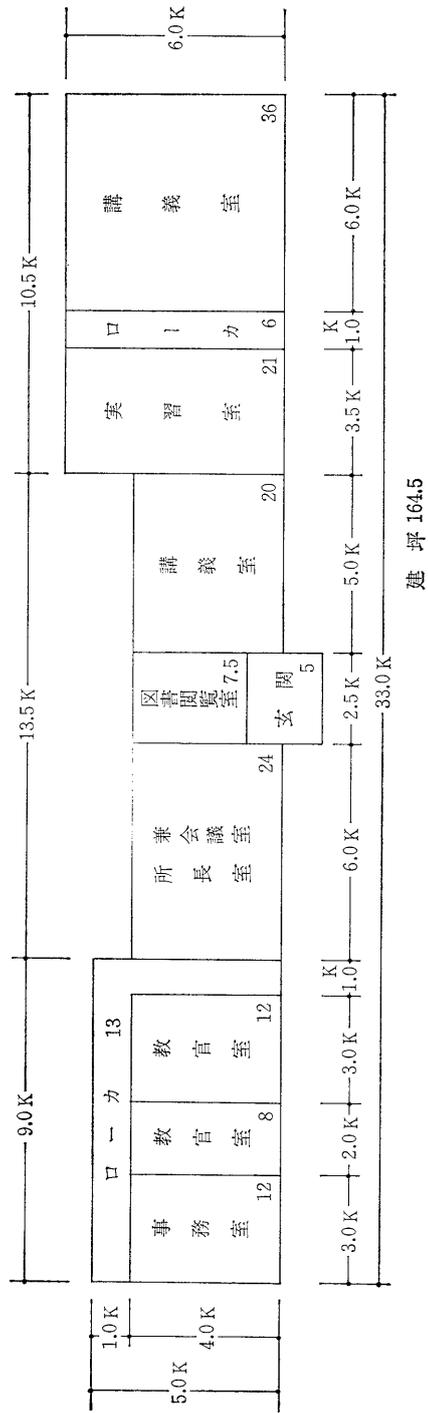
なお、この校舎は以前教育学部理科の化学教室が使用していたものであるが、折よく教育学部で理科校舎の新築が前年度末に完成して、そちらに移転した後を養成所に転用したものであるが、古い建築で老朽も目立ち、雨漏りする所もあった。その様子は写真に一部がうかがわれる。

開校と同時に学生募集にかかり、その事務は学生部で行われたが、募集要項の要点は次の通

養護教諭養成所 校地



既設建物 養護教諭養成所



建物の室数及び坪数			
室名	坪数	室数	備考
所長室兼会議室	24.0坪	1	
事務室	12.0	1	
教官室	12.0	1	
〃	8.0	1	
講義室	36.0	1	
〃	20.0	1	
実習室	21.0	1	
図書閲覧室	7.5	1	
玄関下	5.0		
廊下	19.0		
計	164.5	8	

授業科目

(担当教官欄 A:専任, B:非常勤)

区分	授業科目	開設単位		講義等の別			担当教官
		必修	選択	講義	演習	実験実習	
基礎 教育 科目	○文 学	2		2			B
	○倫 理 学	2		2			B
	○法 学 (日本国憲法を含む)	2		2			B
	○化 学	2		2			B
	○生 物 学	2		2			B
	○英 語	4			4		B
	○独 語		2	2			B
	○体 育	3		2		1	B
小 計	17	2	14	4	1		
専 門 教 育 科 目	○解 剖 学	3		3			B
	○生 理 学 (実習を含む)	3		2		1	B
	○衛 生 学	4		4			B
	○公 衆 衛 生 学	2		2			A
	○精 神 衛 生 学	2		2			A
	○個 人 衛 生 学	2		2			A
	○衛 生 法 規・衛 生 統 計	2		2			A
	○栄 養 学 (実習を含む)	4		3		1	A
	○食 品 学	2		2			A
	○看 護 原 理	3		3			A
	○看 護 法 (臨床実習を含む)	7		4		3	A
	○救 急 処 置 (実習を含む)	2		1		1	A B
	○学 校 保 健 (学校安全を含む)	4		4			B
	○養 護 教 諭 の 職 務	4		4			B
○安 全 教 育		2	2			B	
○医 学 概 論	2		2			A	
○予 防 医 学	2		2			A	
○細 菌 学・免 疫 学	4		4			A	
○寄 生 虫 病 学		2	2			B	

区分	授 業 科 目	開設単位		講義等の別			担当教官
		必 修	選 択	講 義	演 習	実験実習	
専 門 教 育 科 目	病 理 学	2		2			B
	薬 理 概 論	2		2			B
	内 科 系 医 学		5	5			B
	外 科 系 医 学		3	3			B
	小 児 科 学		3	3			B
	眼 科 学		1	1			B
	耳 鼻 咽 喉 科 学		1	1			B
	歯 科 学 法		1	1			B
理 学 療 法		1	1			B	
小 計	56	19	69		6		
教 職 教 育 科 目	教 育 原 理	3		3			B
	○教育心理(発達心理学を含む)	4		4			B
	道 徳 教 育 の 研 究	2		2			B
	保 健 科 教 育 法	3		3			B
	教 育 実 習	2				2	B
	養 護 実 習	2				2	B
小 計	16		12		4		
合 計	89	21	95	4	11		

りである。

①募集人員：約40名（女子），②入学志願者資格：大学入試と同様である，③入学者の選抜試験：学力検査，健康診断，内申書及び面接による。

学力検査の試験科目は次の通り。

試験科目

国語 現代国語，社会 日本史・世界史B・地理Bのうちから1科目選択，数学 数学I，理科 化学B・生物のうちから1科目選択，外国語 英語B

④学力検査の日割

5月16日 国語・数学・外国語，17日 社会・理科・健康診断・面接

⑤合格発表：5月21日（土曜日），⑥出願期限：4月21日～4月30日まで

これにより入学試験を行い，144名の志願者中，135名の受験者があり，選抜の結果，その中より46名の合格者を発表した。

昭和41年5月28日，入学式と同時に養成所の開所式が各方面の関係者を招いて学生会館において盛大に挙行され，ここに養成所は名実ともに発足するところとなった。当日，学



旧 校 舎

長は養成所の校舎、並びに寮の新築を行うことを発表した。5月30日より授業開始となったが、専任教官は3名のみであるので、授業担当の大部分は非常勤の講師に頼らざるをえず、その大部分は教育学部と医学部から来講してもらった。

なお、養成所の学生については、授業料その他において優遇され、授業料年額9,600円の3分の2は徴収を猶予された。その猶予された分は、卒業後6ヶ月以内に養護教諭（小学校・中学校・盲学校・聾学校、及び養護学校に限る）に就き、引き続き3年間在職したときは免除されるのである。さらに、日本育英会からの学資の貸与も大学と同様に受けられたわけで、経済的には非常に恵まれた条件であった。

開校初年度の授業時間割表は次表の通りで、比較的時間帯にも余裕があった。

授業も順調に進行し、クラブ活動を通じて養成所学生と熊大各学部学生とも交流が行われるようになったが、学校の名称が、養護学校或は養護学校教員養成課程と紛らわしく、一般には勿論のこと、熊大内においても、しばしば混同をきたすことがあった。

教室内の授業のほか学外の見学も実施され、10月には野外学習に、教育学部の生物、並びに地学の教官、さらに医学部長の随行を得て、所長以下全校阿蘇に出かけた。全校と言ってもバス1台で間に合う人数であったが、これが最初の校外における学校行事となった。

開校と同時に学則も制定され、それによりカリキュラムも定められ、昭和41年4月28日より施行し、同年4月1日にさかのぼって適用された。

なお、発足と同時に本学内に養護教諭養成所運営委員会が設けられ、先の養成所設置準備委員会は、その任を終えてその事務は運営委員会の方に引き継がれた。

さらに昭和41年6月25日には、入学生の父兄より選出された役員を集めて熊本大学養護教諭養成所後援会の組織が出来た。後援会の会費は当時年額5,000円で、初代の会長は山口知勝氏であった。以後、本校の発展については後援会の支援にまわるところが大である。

諸規則・規程の制定と共に、教育用品も図書、備品等いくらか購入され、だんだん内容も充実してきた。しかし、校舎が仮住まいで教室内の講義には不自由はなかったが、実習室が看護関係の一室のみで不足していたので、教育学部の化学の実習室を借用したこともあった。今日に比べれば、色々と不備な点が多かったが、学生教職員共に良く一致してその運営にあたり、教室、便所の掃除も学生自ら当番であたった。後の学園紛争の時期等に比べれば、隔世の感がある。

（4）黒髪新校舎でのあゆみ

養成所設立の当初の計画から、校舎並びに寮を新築することになっていたので開校初年度には、またその計画・設計という仕事があった。先に養成所が設置された北海道教育大学及び岡山大学の図面を貰ったり、また岡山には実際出かけてつづさに新築の校舎及び寮を見せて貰い、設計の参考にした。敷地については大学当局、特に教育学部の特別の計らいにより、校舎は当時の教育学部東教室構内の一部に、同じく寮は新南部の教育学部実習農場の一部に建つことになった。校舎敷地は当時教育学部の実習用の田圃であった。校舎、寮とも昭和42年8月に

熊本大学養護教諭養成所 昭和41年度 授業時間割

	月		火		水		木		金		土	
	講義題目	単位	教 官	講義題目	単位	教 官	講義題目	単位	教 官	講義題目	単位	教 官
8. 40	前											
1	期				生理学(実 習を含む)	2	小 玉			解剖学	2	佐々木
	後											
10. 20	期				栄養学	2	二 宮	教育心理学 (発達心理 学を含む)	2	解剖学	1	佐々木
10. 30	前											
2	期	医学概論	2	伊津野	法学(日本 国憲法を含 む)	2	桜 井	看護原理	2	化学	2	内 川
12. 10	後											
3	期	細菌学・ 免疫学	2	伊津野	看護原理	1	福 留	英 語	1	文 学	2	川 上
13. 10	前											
4	期	体育実技	1	須 藤	栄養学	2	二 宮			生物学	2	八 戸
14. 50	後											
5	期	体育講義	2	村 山	看護法	2	福 留			倫理学	2	小 山
15. 00	前											
6	期				独 語	2	永 松					
16. 40	後				独 語	1	永 松					

起工して同43年3月には竣工した。

昭和42年4月には第2回の入学生41名を迎え、2学年が揃い、また教官3名（教授1，助教授1，助手1）と事務職員の定員も増え、事務組織は前年の1係から3係となり、一段と整ってきた。

なお、昭和42年6月1日で養成所長は初代木場所長に代わり、第2代の荒木所長を迎えた。初代木場所長は養成所創設の任にあたり、当校の今日あるのは、その労に負うところが大きい。

昭和43年度からは新校舎に移転することになるが、校舎、寮共に出来あがってみるとこれまでの仮住まいには、くらぶべくもなく、これでやっと校舎も揃ったのだという感があった。3月21日に移転の作業を成し、2年間過ごした仮校舎とも別れた。4月には第3回の入学生40名を迎え、全学年揃うことになり、校舎も完成し、さらに教職員の定員も増加して、昭和43年度をもって養成所も名実共に完成年度となった。昭和43年5月11日には、新校舎並びに寮の新築落成式と披露の宴が関係者各位を招いて盛大に行なわれ、養成所の存在はさらに認められるところとなった。寮は熊本大学新南部寮と命名され、4月19日入寮生46名を迎えて入寮式を行ない、開寮の運びとなった。寮運営の詳細については別項に述べるが、昭和53年3月末日、養成所の閉所より一足先にその使命を終えて閉寮となった。

昭和43年末からは熊大でも学園紛争が始まり、同44年にはその最盛期を迎えるが、養成所もその余波は免れなかった。しかし、学校が黒髪地区でも道一つ隔てて東部の別区域にあったせい、直接紛争の影響を受けることは少なく、学生は自重して、学園紛争の期間も終始学業は正常に続けられた。そして同44年3月には待望の第1回卒業生を出すことになる。この間、同43年夏期休暇中は来たるべき卒業生のため、教職員手分けして関東以西の主要府県市に就職開拓に赴いた。当時は、地元九州各県に於ける就職は困難であったが、京浜・阪神の都会地に行けば、100%就職出来る状態であった。

第1回の卒業式は3月25日に当所講堂で行なわれ、入学した46名全員揃って卒業することとなった。その詳細については別項で述べる。

昭和44年4月からは、教育学部長村上唯雄教授を所長に迎えたが、5月6日同所長は病のため急逝、代わって同日付けで同じく教育学部長事務取扱の岡教授を第4代目の所長として迎えた。同44年10月には、第3回目の全国国立養護教諭養成所協議会が当校に於いて開催され、全国の養成所から所長及び事務長が来熊し、それに参会した。

昭和45年に入り、学園紛争も収束に向かい、熊大もまた元の平静さを取り戻す様になった。同45年3月の第2回の卒業式からは大学と合同となり、同じく同年4月の第5回の入学式も大学と合同で行なわれた。

昭和44年からは校外における学校行事として、1，2，3年合同の宿泊研修が始められ、以後昭和51年まで毎年欠かさず行なわれた。これについては色々紆余曲折もあったが、一応の成果はあったものと思われる。

昭和45、46、47年と養成所も順調な歩みを続け、卒業生の数も増えて、地元熊本県を始めとする九州各県から遠く関西、関東まで各地に当校出身者が活躍するところとなり、学内外共に関係者には広く当校の存在が知られるようになってきた。

昭和46年7月からは、第5代目の所長として再び教育学部長荒木雄喜教授を迎えた。従って同教授の所長在任の期間は、第2代と第5代併せて4年にわたった。

昭和48年7月からは、新たに教育学部長山下教授が所長に就任したが、この年からは養成所の情勢が全国的に転換期に差し加かることになる。それはさきに昭和44年に設立された国立養護教諭養成所協会（国養協）で検討されていた国立養護教諭養成所の4年制問題が、いよいよ現実の方向に向かい、その具体策を検討せねばならぬ状態になった。本校においても4年制問題検討委員会を作りいろいろ検討の結果、熊大としては学部新設の行き方もあるのではないかと考えられたが、情勢はそれを許さず教育学部に新たに養護教諭養成課程が設けられることになった。同49年には、専ら学校としての関心はその4年制問題に注がれた感がある。この4年制問題の経緯の詳細については、別項で触れることにする。

昭和50年は本校発足以来10年目に当たり、これを期して10年の区切りをつけるため、創立10周年の記念行事をやることになり、養成所10周年記念行事実行委員会ができ、卒業生に呼びかけて寄附をつのり、後援会の協力も得て11月15日郵便貯金会館において各方面の関係者を招き、養成所創立10周年の記念式典が盛大に挙行された。

昭和51年度に入ると熊大並びに当所としては来る52年度からは養成所の学生募集を停止する方針で進み、代わって教育学部で新课程設置の計画がなされ、昭和52年度教育学部概算要求に盛り込まれた。そして、52年1月には来年度予算の内示により、その計画の通り実現する見通しとなった。ここでまた養成所の歴史の上で新紀元を画することになったのである。従って昭和52年度に入ると今まで全校3学年あったのが、1年を欠く2、3年のみとなった。

第6代の山下所長も教育学部長連続2期在任のため、所長在任も4年にわたったが、昭和52年7月からは教育学部長金守新一教授が第7代の所長に併任した。山下所長在任の期間としては、4年制への移行の準備並びにその開始の時であったが、金守所長の時はいよいよ実質的に移行をして、養成所の歴史を閉じる時代である。養成所から教育学部養護教諭養成課程への移行については、課程の入学定員充足などに問題もあったが、前述の様に昭和52年度からは養成所の入学生募集を停止して、新たに教育学部の新設課程で入学生募集を開始することになった。一方、教官及び事務組織は昭和52年度もそのまま存続することで、学生が1学年無くなったのみで実質的には大した変化はなかった。しかし、昭和53年度に入ると学生も3年の1学年のみとなり、教官、事務組織共に一部縮小し、教官定員9名のうち3名減、事務組織は3係から2係になった。さらに昭和53年度限りで当所も廃止となるについては、その処理について難問山積すると言うのが実情であったが、幸いにして金守所長の尽力と教育学部の理解並びに熊大当局の協力によって、この大事も無事完結する処となった。昭和54年3月24日は、第11回目の本校最後の卒業式で、在校生38名全員卒業した。さらに3月29日には最後の行事として閉所式が

関係者多数の出席のもとに、熊本共済会館五峯閣に於いて盛大に取り行なわれた。当日は遠路はるばる来熊された方もあって、現存の歴代所長及び事務長全員揃い、旧職員も多数集まり、学生代表、来賓一堂に会してまことに養成所の有終の美を飾るにふさわしいものであった。

かくして昭和54年3月31日養成所設置法の一部を改正する法律（法律第111号）が公布され、当所も同3月31日限りで、短くはあったが13年の歴史を閉じた。昭和41年に開設以来送り出した卒業生の数は429名である。

2. 養成所の組織

(1) 歴代所長

前述した様に初代所長は木場教育学部長が併任し、以後代々教育学部長の併任で現在まで7代を経ている。歴代所長の在任期間は次の通りである。

- 初代 木場一夫 昭和41年4月1日～昭和42年5月31日
- 第2代 荒木雄喜 昭和42年6月1日～昭和44年3月31日
- 第3代 村上唯雄 昭和44年4月1日～昭和44年5月6日
- 第4代 岡 周末 昭和44年5月6日～昭和46年6月30日
- 第5代 荒木雄喜 昭和46年7月1日～昭和48年6月30日
- 第6代 山下太利 昭和48年7月1日～昭和52年6月30日
- 第7代 金守新一 昭和52年7月1日～昭和54年3月31日

(2) 教官組織

開校初年の昭和41年度には教官定員として、教授1，助教授1，助手1が置かれ、続いて学年進行により昭和42年度、同43年度にも同じ定員増があり、教官組織の定員は昭和43年に教授3，助教授3，助手3で完成し、以後現在まで変わらない。その定員に基づく教官の任用状況は次の通りである。

伊津野保〈細菌免疫学〉

昭和41年4月1日 採用（教授），昭和53年4月1日 配置換（教授・熊本大学教育学部）

福留ハナ〈看護法・看護原理〉

昭和41年4月1日 採用（助教授），昭和52年2月28日 死亡

二宮照子〈栄養学・食品学〉

昭和41年4月1日 採用（助手），昭和43年12月16日 昇任（講師），昭和46年12月16日

昇任（助教授），昭和54年4月1日 昇任（教授・熊本大学教育学部）

中島敏子〈看護法実習〉

昭和42年6月1日 採用（助手），昭和54年3月31日 退職

佐藤平四郎〈学校保健・小児科学〉

昭和42年7月1日 採用（教授），昭和54年3月1日 配置換（教授・熊本大学教育学部）

高松スミ子〈衛生学〉

昭和42年7月1日 採用（助教授），昭和44年6月30日 退職

河田真雄〈生理学〉

昭和43年4月1日 採用（教授），昭和54年3月16日 配置換（教授・熊本大学教育学部）

石田彰男〈生化学〉

昭和43年4月1日 採用（助手），昭和54年3月16日 昇任（助教授・熊本大学教育学部）

戸内悦子〈栄養学実習〉

昭和44年6月16日 採用（助手），昭和48年12月31日 退職

前田 寛〈衛生学〉

昭和44年7月1日 採用（助教授），昭和54年4月1日 配置換（助教授・熊本大学教育学部）

（3）事務組織

昭和41年度発足時の事務部の配置定員は、事務長の他事務官1，雇員1，傭人1の計4名で、組織としては事務長及び総務係を設け、翌昭和42年度には学年進行に伴い、事務官1，雇員2，傭人1計4名が増えて組織も充実し、庶務，会計，教務の3係となった。完成年度の昭和43年には事務官1，雇員1が増え事務部の総定員は10名となった。その後定数の変動としては、昭和50年度に第3次定員削減により1名減となり、51年度以降9名の定員である。完成年度の昭和43年の組織を表示すると次の通りである。

事務長1 — 庶務係：係長1，係員2
 — 会計係：係長1，係員3
 — 教務係：係長1，係員1+(1)*

*（ ）は日々雇用

係の定数変動状況をみると、当初の教務係の係員1名は寮の管理補助者で定員外職員をあてていたが、昭和48年度にこれを定員化し、会計係の定数が2となった。昭和50年度の定員削減1名の処理は教務係長を庶務係長が併任することによった。昭和53年度からは、養成所から教育学部養護教諭養成課程（以下、養成課程という）への移行に伴い、さらに係員2の定員減となり、機構も庶務，会計，教務の3係から、総務，会計の2係となった。事務職員の内、係長以上の在任期間については次の通りである。

事務長 宮原繁人 昭41.4～44.3 浏览順三 44.4～46.3 大栗博 46.4～49.3
 緒方伸一 49.4～50.3 熊谷寅雄 50.4～51.1 徳永庄作 51.1～53.3
 伊藤伝一 53.4～54.3

総務係長 隅倉信明 41.4～42.3 徳永正道 53.4～54.3

庶務係長 小野誠 42.4～44.2 古荘福夫 44.3～51.3 徳永正道 51.4～53.3

会計係長 福岡廣 42.4～47.4 上杉勝 47.5～50.10 田中栄徳 50.10～52.4
 宮田龍一 52.5～54.3

教務係長 隅倉信明 42. 4～43. 8 村上健勝 43. 9～48. 4 和久田卓 48. 4～51. 1
西野勝馬 51. 1～52. 4 (併任) 徳永正道 52. 4～54. 3

(4) 運営組織

当養成所は国立養護教諭養成所設置法により熊本大学に附置された教育機関であるが、学校教育法第1条にいう学校でもなく、またその第82条、83条にいう専修学校や各種学校でもない。当所には学部のような法定の教授会の組織はなく、所長が学長の指揮監督の下に専ら校務を司るものである。然し、当校の教育内容の性格にも鑑み、その円滑なる運営のため設立当時の設立準備委員会の後を受けて熊本大学養護教諭養成所運営委員会が設けられ、教育課程や入試等養成所に関する重要事項については、その委員会で随時審議されてきた。委員会のメンバーは委員長(所長)の外、医学部長、同附属病院長、養成所の教授、教育学部の教授1名、事務局長及び学生部長である。

次に教官の採用及び昇任については養成所教官選考規則に基づき教官選考委員会があるが、この組織は前記の運営委員会の構成員から事務局長と学生部長を除いた者である。

所内における非公式の協議連絡の機関として事務長、係長を含む教官会議が昭和43年から月1回定例で開かれ、所長が議長となり校内行事その他万般についてはここで協議された。

その他校務の分担のため、同じく昭和43年教官会議がもたれる様になってから各種委員会が組織されてきた。常置の者は規則の制定や他の委員会に属さぬ事項に当たる組織委員会、教育課程の実施に当たる教務委員会、学生の厚生補導や就職に関係する学生委員会、施設予算関係の予算委員会、実習に関する実習委員会並びに学生委員会に関する事項であった保健に関連する事については、後で保健委員会が設けられた。臨時のものとしては、昭和40年、41年にわたっては養成所10周年記念行事遂行の為、10周年記念事業実行委員会と昭和48年来は4年制問題検討委員会が設けられ、また同じく48年来教員免許法による認定講習の為に認定講習委員会が設けられた。その他特定の規定による委員会としては入学試験管理委員会と学寮委員会があったが、前者は昭和52年4月1日以降、入学生募集停止に、また後者は昭和53年3月閉寮に伴い廃止された。

(5) 諸規定

養成所の学則は本校設立当初に規定されて6次に亘り授業科目やその時間数、また授業料の額に一部改変がなされたが、大項においては変更はなかった。その概要(昭和53年3月現在)をあげれば次の通りである。

熊本大学養護教諭養成所学則

第1章 総則

(目的)

第1条 熊本大学養護教諭養成所(以下「養成所」という。)は、国立養護教諭養成所設置法(以下「法」という。)に基づき、養護教諭を養成することを目的とする。

(入学定員)

第2条 養成所の入学定員は、40人とする。

(職員)

第3条 養成所に、次の職員を置く。

所長、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員、教務職員

2 職員の職務は、法及び法施行規則の定めるところによる。

第2章 修業年限・学年・学期及び休業日

(修業年限)

第4条 養成所の修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第5条 学生は、5年を越えて養成所に在学することができない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

前学期 4月1日から10月15日まで

後学期 10月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日

(2) 熊本大学開学記念日 11月1日

(3) 春季休業日 4月1日から4月10日まで

(4) 夏季休業日 7月11日から9月10日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 所長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程、授業日数及び単位の授与

(教育課程)

第9条 教育課程は、基礎教育科目、専門教育科目及び教職教育科目によって編成するものとする。

2 前項に規定する各教育科目ごとの授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、毎週1時間15週をもって1単位とする。

(2) 演習については、毎週2時間15週をもって1単位とする。

(3) 実習・実技等については、毎週3時間15週をもって1単位とする。

(授業日数)

第11条 学年の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週210日以上とする。

(単位の授与)

第12条 授業科目を履修した者には、一つの授業科目ごとに、学力試験及び出席状況その他によって認定のうえ、単位を与える。

2 前項の試験は、授業科目の種類により報告書または平素の成績等をもってこれに替えることができる。

3 第1項の認定は、優・良・可及び不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

第4章 入学・休学・退学・除籍及び卒業

(入学資格)

第13条 養成所に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 監督庁の定めるところにより、前2号と同等以上の学力があると認められた者

(以下省略)

(卒業)

第21条 養成所に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含めて、130単位以上を修得した者には、所長は卒業証書を授与する。

- (1) 基礎教育科目 20単位以上
- (2) 専門教育科目 80単位以上
- (3) 教職教育科目 18単位

別表

区分	授 業 科 目	開 設 単 位		講 義 等 の 別		
		必 修	選 択	講 義	演 習	実験実習
基礎教育科目	文 倫	2		2		
	理 学	2		2		
	芸 術		2	2		
	法 学 (日本国憲法を含む)	2		2		
	社 会 学		2	2		
	化 学	2		2		
	生 物 学	2		2		
	数 学	2		2		
	英 語	4			4	
	独 語		2		2	
体 育 実 講	2				2	
体 育	2			2		
小 計	20	6	18	6	2	
専門教育科目	解 剖 学	4		4		
	生 理 学	4		4		
	生 理 学 実 習	1				1
	臨 床 生 理 学		2	2		
	生 化 学	2		2		
	衛 生 学 実 習	4		4		
	衛 生 学 習		1			1
公 衆 衛 生 学	2		2			
精 神 衛 生 学	2		2			

区分	授 業 科 目	開 設 単 位		講 義 等 の 別		
		必 修	選 択	講 義	演 習	実験実習
専 門 教 育 科 目	個 人 衛 生	2		2		
	衛 生 法 規	1		1		
	衛 生 統 計	1		1		
	栄 養 学	3		3		
	栄 養 学 実 習	1				1
	食 品 学	2		2		
	食 品 衛 生 学 (学 校 給 食 を 含 む)		2	2		
	看 護 原 理	3		3		
	看 護 原 理 実 習	1				1
	看 護 法 実 習	4		4		
	看 護 法 実 習	1				1
	看 護 法 臨 床 実 習	6				6
	看 護 法 保 健 所 実 習		1			1
	救 急 処 置	1		1		
	救 急 処 置 実 習	1				1
	学 校 保 健 (学 校 安 全 を 含 む)	4		4		
	学 校 保 健 演 習		2			2
	養 護 教 諭 の 職 務	4		4		
	安 全 教 育 論	2	2	2		
	医 学 概 論 演 習	2	1	2	1	
	予 防 医 学	2		2		
	細 菌 学 ・ 免 疫 学	4		4		
	寄 生 虫 病 学	2	2	2		
	理 概 論	2		2		
	内 科 系 医 学 概 説	5		5		
	外 科 系 医 学 概 説	3		3		
	小 児 保 健 I	2		2		
小 児 保 健 II		2	2			
眼 科 学		1	1			
耳 鼻 咽 喉 科 学		1	1			
歯 科 学		1	1			
皮 膚 科 学		1	1			
整 形 外 科 学		1	1			
卒 業 研 究	4				4	
小 計	80	20	80	7	13	
教 職 教 育 科 目	教 育 原 理 学	3		3		
	教 育 心 理 学	2		2		
	教 育 心 理 学	2		2		
	道 徳 教 育 の 研 究	2		2		
	保 健 科 教 育 法	3		3		
	教 育 実 習	2				2
	養 護 実 習	4				4
小 計	18		12		6	
合 計	118	26	110	13	21	

学則の外、校務運営上必要に応じて制定された諸規定には、学力試験規則（昭和41年10月制定）、教育実習・養護実習規則（昭和46年1月制定）、卒業研究に関する内規（昭和47年4月制定）、学寮管理運営規則並びに学寮委員会規則（何れも昭和43年4月制定）の他、授業料等の徴収及びその猶予・免除に関する規則（昭和41年8月制定）がある。実習及び寮関係のものについてはその項に述べる。

3. 教育課程

（1）授業科目

開校当時の授業科目は前にかかげた設置計画書にある通りで、大きく分けて基礎教育科目、専門教育科目、教職教育科目の3つに区分され、また基礎教育科目は文学を含む8科目、専門教育科目は解剖学を含む28科目、教職教育科目は教育原理を含む6科目に分かれている。これらは養成所設置準備委員会により作成され、勿論国立養護教諭養成所設置法に定められた基準を満たすもので、開設単位は必修選択合わせて110単位である。開校当初の昭和41年度入学生についてはこれにより授業が行なわれたが授業の時間割にも大分余裕があるようであったので、教育内容を充実させるため第1次の改正が行なわれ、昭和42年度入学生から適用された。それは必修選択各々2単位の増で、科目では基礎教育科目の芸術と数学の2科目が新設された。教育課程はその後さらに改正され、これまでに3次の改訂に及んでいる。即ち昭和44年度に到り養成所も完成年度を過ぎて教官の定員も充実したので、さらに一段と教育内容を充実したものとするため、大巾に授業科目並びに単位数を増加した。その内容は社会を含む9科目、単位では必修・選択合わせて25単位の増となった。さらに昭和46年度からは授業科目の一部を再編成し、新たに卒業研究の4単位と保健所実習の1単位を加えたが、これが本校では最後のものとなった。開校以来の3次にわたる改訂による教育課程の変遷は次表の通りである。

（2）卒業に必要な要件

開校当初の養成所学則によると、卒業に必要な要件としてその第21条に次の様に規定してある。

「養成所に3年以上在学し、次の各号に定める単位を含めて100単位以上を修得した者には所長は卒業証書を授与する。

(1)基礎教育科目17単位以上、(2)専門教育科目56単位以上、(3)教職教育科目16単位」

しかし、教育課程の変更により授業科目並びに、それに伴う単位が改訂されるに従い、その修業年度によって卒業に必要な単位数も学則によって変更されている。即ち第4表に示めす様に当初必要とした100単位から110単位、125単位、さらに最後には130単位と増加している。

（3）実習

養成所の授業科目のなかに教育実習及び養護実習がある。教育実習というのは保健の教科の実習であり、養護実習は養護教諭の職務に関する実習である。独立の授業科目として設けられ

教育課程の変遷

1. 昭和41年制定

区分	授業科目	開設単位		区分	授業科目	開設単位	
		必修	選択			必修	選択
基礎教育科目	文学	2	2	専門教育科目	安全教育学概論	2	2
	心理学(日本国憲法を含む)	2			医学概論	2	
	社会学	2			微生物学・疫学	4	
	生物学	2			寄生虫病学	2	
	英語	4			薬理学概論	2	
	独小	3			内科学系医学概説	5	
	計	17			外科系医学概説	3	
					小児科	3	
					眼耳鼻咽喉科	1	
					歯科学療法	1	
専門教育科目	解剖学	3	2	教職教育科目	教育原理	3	19
	生理学(実習を含む)	3			教育心理学(発達心理学を含む)	4	
	衛生学	4			道徳教育の研究	2	
	公衆衛生学	2			保健科教育法	3	
	精神衛生学	2			教育実習	2	
	個人衛生学	2			養護実習	2	
	衛生法規・衛生統計	2			小計	16	
	栄養学(実習を含む)	4			合計	89	
	食品学	2				21	
	看護原理	3					
看護法(臨床実習を含む)	7						
救急処置(実習を含む)	2						
学校保健(学校安全を含む)	4						
養護教諭の職務	4						

昭和42年第1次改訂

区分	授業科目	開設単位		区分	授業科目	開設単位	
		必修	選択			必修	選択
基礎教育科目	文学	2	2	専門教育科目	公衆衛生学	2	2
	心理学	2			精神衛生学	2	
	芸術学				個人衛生学	2	
	社会学(日本国憲法を含む)	2			衛生法規・衛生統計	2	
	社会学	2			栄養学(実習を含む)	4	
	生物学	2			食品学	2	
	数学	2			看護原理	3	
	英語	4			看護法(臨床実習を含む)	7	
	独小	3			救急処置(実習を含む)	2	
	計	19			学校保健(学校安全を含む)	4	
専門教育科目			2		養護教諭の職務	4	
	解剖学	3			安全教育学	2	
	生理学(実習を含む)	3			医学概論	2	
衛生学	4			予防医学	2		

区分	授業科目	開設単位		区分	授業科目	開設単位	
		必修	選択			必修	選択
専門教育科目	細菌学・免疫学	4			理学療法		1
	寄生虫病学		2		小計	56	19
	病理学	2		教職教育科目	教育原理	3	
	薬理概論	2			教育心理学(発達心理学を含む)	4	
	内科系医学概説		5		道徳教育の研究	2	
	外科系医学概説		3		保健科教育法	3	
	小児科		3		教育実習	2	
	眼科		1		養護実習	2	
	耳鼻咽喉科		1		小計	16	
	歯科		1		合計	91	23

昭和44年第2次改訂

区分	授業科目	開設単位		区分	授業科目	開設単位	
		必修	選択			必修	選択
基礎教育科目	文倫	2		専門教育科目	学校保健演習		2
	理学	2			養護教諭の職務教育	4	2
	芸法		2		安学概論	2	
	社会学(日本国憲法を含む)	2			医学概論演習		1
	社会	2			医学予防医学	2	
	生物	2			細菌学・免疫学	4	2
	数学	2			寄生虫病	2	
	英語	4			病理学	2	
	独語	4	2		薬理概論	2	
	小計	20	6		内科系医学概説	5	
専門教育科目	解剖学(実習を含む)	4		外科系医学概説	3		
	生理学	5		小児科	2		
	臨床生理学		2	小児科保健学		2	
	生化学	2		眼科		1	
	衛生学	4		耳鼻咽喉科		1	
	衛生学実習		1	皮膚科		1	
	公衆衛生学	2		小計	76	19	
	精神衛生学	2		教育原理	3		
	個人衛生学	2		教育心理学(発達心理学を含む)	4		
	衛生法規・衛生統計	2		道徳教育の研究	2		
栄養学(実習を含む)	4		保健科教育法	3			
食品学	2		教育実習	2			
食品衛生学(学校給食を含む)		2	養護実習	4			
看護原理(実習を含む)	4		小計	18			
看護法(臨床実習を含む)	11		合計	114	25		
救急処置(実習を含む)	2						
学校保健(学校安全を含む)	4						

昭和46年第3次改訂

区分	授業科目	開設単位		区分	授業科目	開設単位	
		必修	選択			必修	選択
基礎教育科目	文倫	学	2	専門教育科目	全保健所実習		1
	理	学	2		急救処置	1	
	学術		2		全実習	1	
	学(日本国憲法を含む)	学	2		学校保健(学校安全を含む)	4	
	社会学	学	2		全演習		2
	社会学	学	2		養護教諭の職務教育論	4	
	社会学	学	2		安全学概論	2	
	社会学	学	2		全演習		1
	英語	語	4		予防医学	2	
	英語	語	2		細菌学・免疫学	4	
	実講	技	2		寄生虫病	2	
	小計	義	20		薬理学概論	2	
		計	6		内科系医学概説	5	
					外科系医学概説	3	
専門教育科目	解剖実生	学	4	小児保健Ⅰ	2		
	生理	学	4	小児保健Ⅱ		2	
	生理	学	1	小児眼科		1	
	生化学	学	2	小児咽喉科		1	
	生化学	学	4	小児皮膚科		1	
	実生	学	2	小児整形		1	
	衛生	学	2	小児小計	4		
	衛生	学	2	教育心理学	3		
	衛生	学	1	教育心理学	2		
	衛生	学	2	教育心理学の研究	2		
	衛生	学	2	保健科教育法	3		
	衛生	学	1	教育実習	2		
	衛生	学	1	養護実習	4		
	衛生	学	1	小計	18		
小計	計	6	合計	118	26		

卒業単位数変遷表

科目	改正年度			
	昭 41. 4	42. 4	44. 4	46. 4
基礎教育科目	17単位	19	20	20
専門 "	56	56	76	80
教職 "	16	16	18	18
以上3科の中から自由選択	11	19	11	12
計	100	110	125	130

た実習はこの二つであるが、他に科目内の実習がある。その一つに看護法の臨床実習がある。これは実際の患者についての看護の実習である。以上の三つと設置法には規定されていないが、本校に於いて設けた保健所実習は何れも本校外にその実習の場を求めねばならない。従ってこれ等の実施に当たっては対外的問題を含んでいるので、開校当初から一つの懸案となっていた。第1回の入学生が学年進行して3年生になるといよいよこれらの実習をやらなければならない。実習についても先に発足した岡山大学の養成所に習う所が多かったが、熊本大学ではまた独自の事情もあった。最初の昭和43年度では、教育課程の授業時間割の配分通り3年の前期に教育及び養護の実習を行ない、後期に看護法の臨床実習を行なうことになったが、養護の実習の前に予備知識として看護法の臨床実習の必要があるのではないかと考えられたので、応急の措置として希望者（16名）には特に熊本国立病院に依頼して、養護の実習前に3日間病院で看護法実習の見学をさせてもらうことにした。教育・養護の実習については、養成所の専任教官にとって初めてのことであったので、その立案計画については教育学部の援助に負う所が多かった。また、市内の小・中学校に依頼するので熊本市教育委員会、中学校長会、小学校長会、保健主事会及び養護部会の代表者を招いて協議会を開き、実習の時期や実習を依頼する学校の選定、教生の配分等について意見を伺った。さらに小・中学校の養護教諭及び中学の体育・保健の教諭の代表者も招いて本校の実習計画について検討を重ねた。

かくして最初の昭和43年度は、養護並びに教育の実習を同時に5月27日より6月22日に至る4週間に教育学部附属の小・中学校及び市内の各7つの小・中学校に依頼して実施することになった。実習生の配分は各校に3名ずつで4週間の半ばで交替し、小学校と中学校で各2週間の実習を行なうというやり方であった。小学校では保健の教科がないので専ら養護の実習を行なうので問題はなかったが、中学校における実習の主目的は保健の実習であったが、受入校の事情が許せば、養護の実習も併せて行なうという方針であった。それが災いして教育と養護の実習の区分が不明確になり、不都合を生じた点もあった。そこで次の昭和44年度からは、養護及び教育の実習を明確に区別して、先に養護実習を4週間行ない、その後に2週間専ら教育実習を行なうことにしたので、その後はそれで問題を起こすことはなかった。

養護並びに教育実習は昭和43年度に始まり、当初これに関する特別の内規もなかったが、昭和46年初めに養成所教育実習・養護実習細則が定められた。その全文は次の通りである。

熊本大学養護教諭養成所教育実習・養護実習細則

(趣旨)

第1条 熊本大学養護教諭養成所（以下「養成所」という。）における教育実習・養護実習（以下「実習」という。）に関してはこの細則の定めるところによる。

(実習校の指定)

第2条 実習は、養成所が指定する学校において行なうものとする。

(実習の期間)

第3条 実習の期間は、教育実習にあつては2週間、養護実習にあつては4週間とする。ただし、期間については、必要に応じ増加することがある。

(履修資格)

第4条 実習を履修するための資格は、卒業年次生ならびに卒業を延期されている学生で、2年次後期終了時において、原則として次の各号に掲げる単位を修得し、実習実施学年末までに卒業見込みのものでなければならない。

- (1) 基礎教育科目……開講した授業科目のうち必修科目の全単位
- (2) 専門教育科目……開講した授業科目のうち、必修科目の全単位および選択科目の単位の3分の2
- (3) 教職教育科目……開講した授業科目の全単位

(単位の認定)

第5条 実習の単位認定は、実習委員会の審議を経て行なうものとする。

附 則

この細則は、昭和46年1月7日から施行する。

看護法の臨床実習については医学部附属病院で実施するので、先ず附属病院側での受け入れの時期、並びに実習の内容が問題となった。最初は幾分の試行錯誤はまぬがれないが、病院と協議の結果、10月末から12月にかけて5週間半内科を含む8診療科で実習生の各グループが順次交替しながら幾つかの診療科を廻るやり方で行なった。学生にとっては、かなり長期に亘る病院実習であり、将来看護婦となる訳でもないのに、なかなか馴染みにくいもので苦しい経験ではあったろうが、また貴重な体験であったに違いない。実習は附属病院のほか、一時はその一

看護法臨床実習表

入 回	学 ・ 年度	実施場所	時 期		期間	実 施 時 の学年次	備 考
			昭和	昭和			
1	41	附属病院	昭和 43.10.31	昭和 43.12.7	5週半	3	
2	42	附属病院 附属病院 及び 国立病院	44.2.10	44.3.8	6週	2	2月～3月分が2週間
			44.10.20	44.11.15		3	10月～11月分が4週間
3	43	附属病院	44.11.17	44.12.13	6週	2	44年中分が2週間
			45.10.22	44.12.22		3	45年中分が4週間
4	44	附属病院	45.6.22	45.7.25	6週	2	45年中分が2週間
			46.2.15	46.3.13		3	46年中分が4週間
5	45	附属病院 及び 国立病院	47.2.14	47.3.25	6週	2	
6	46	附属病院	48.2.12	48.3.24	6週	2	
7	47	附属病院	49.2.12	49.3.23	6週	2	
8	48	附属病院	50.2.10	50.3.15	5週	2	ほかに1週間のオリエンテーショ ンと見学がある
9	49	附属病院	51.2.23	51.3.19	4週	2	〃

部を国立病院に依頼したこともあり、実施の時期、期間についても幾変遷があるが、その経過を表にまとめると次の通りで、昭和49年度入学分以降は2年次の時、2月から9月にかけて4週間にわたって実施し、その前に1週間オリエンテーションと見学をするという方式が定着した。

保健所実習については3年生の時、卒業前に実施されてきたが、初めの頃は正式にカリキュラムの中に編入されていなかったが、昭和46年度から学則を改正し、本実習も1単位の正式の実習として取り扱われるようになった。実習の保健所は熊本保健所、熊本西保健所、熊本中央保健所のほか、県下の幾つかの郡部の保健所で、市内の3保健所は主として市内及び他県出身の学生、郡部の保健所は主としてその管轄地出身の学生の実習に配分した。時期は例年2月、期間は1週間であるが、市内の保健所では実習生の数が多いので、前後2回に亘って行なわれた。実習生は、卒業後は学校保健の場においてその地域保健の一環に当たる訳であるから、保健所業務とも密接な関係があり、本実習もその他の実習と並んで本校にとって必須のものと考えられた。

4. 学生の動向

(1) 入 試

開校初年の昭和41年度の入試については、第1節に於いて述べた様に、開校の準備上一般の大学より一足遅れて学生募集、入試が実施されたので、入学志願者と受験者の間に大した差はなかったが、42年度以降は国立大学1期校の入学者発表後、2期校の試験日に前後して入試が行なわれたため、両者の間にかかなりの差があった。入学者についても第1回の41年度の入試では、合格を発表した者全員が入学したが、その後は、合格者及び入学者間にも年度にもよるが、かなりの差がみられるようになった。

年度別の志願者、受験者、合格者、入学辞退者及び入学者の数は次表の通りである。

入 試 の 状 況

年度(昭和)	志願者数	受験者数	合格者数	辞退者数	入学者数
41	144	135	46	0	46
42	261	183	57	16	41
43	246	173	46	6	40
44	87	57	45	8	37
45	90	51	44	5	39
46	216	181	72	33	39
47	202	151	67	29	38
48	216	174	51	12	39
49	265	212	62	24	38
50	357	279	73	31	42
51	394	308	73	33	40

本校の学生は實際上、理科系の好みよりもむしろ文科系の好みの者が多いことがわかる。

50年度以降は一般教員養成の大学に於けると同様、本校に於いても著しく志願者が増加した。そして昭和50、51年度入試では、志願者は300人を大巾に上回り、ここにも激しい入試競争が見られる様になった。

(2) 在学の状況

入学生について入学年度別に在学の状況を見ると次表の通りで、退学者の数は全部で10名であるが、何れも一身上の都合によるもので退学を命ぜられた者は1名もない。なお、修業年数3年を1年越えた者が6名見られるが、その殆んどは病気により一時休学した為によるものである。

年度別入学・卒業生数表

入学年度	入学者	退学	3年の在学 で卒業の者	4年在学し て卒業の者
41	46	0	46	0
42	41	0	41	0
43	40	0	38	2
44	37	0	37	0
45	39	1	38	0
46	39	1	36	2
47	38	1	37	0
48	39	3	34	2
49	38	0	38	0
50	42	2	40	0
51	40	2	38	0
計	439	10	433	6

また、各年度別に見た入学者の出身校県別は次の頁の表の通りで、例年全入学者の3分の2近くが熊本県の高校出身で、それに次ぐのは福岡、大分、鹿児島、及び宮崎の各県で九州以外では、山口、愛媛の他は極めて稀である。

(3) 厚生補導関係

本校の学生も開校当初からクラブ活動については熊本大学内で一般学部学生と全く同様に扱われ、殆んど全員が各自思う所のクラブに加入して活発に課外活動をしてきた。学生生活に於けるクラブ活動については、学生自身教室内の勉学よりもむしろそちらに学生としての生甲斐を感じる程である。

また本校では開校当時からクラス担当の教官を決めて、学生の勉学、またはそれに伴う個人的な相談事については、主としてその教官が窓口となってきた。幸いにして開校以来、学生の懲罰について問題になった例は皆無で、学則に罰則の定めはあったが一度もその適用の必要がなかった。

前述したように学園紛争のときも本校もその余波をいくらか受けたが、1日も学業がとだえる事はなく、比較的平静のうちに過ごすことができた。これは地理的に他学部と別区画にあっ

入学者出身校の県別

入学年度 出身県	昭和 41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	
熊本	34	24	22	25	22	24	29	27	25	24	26	282
福岡	2	5	5	3	8	1	4		4	3	2	37
佐賀	1	1	1	1	1			1			2	8
長崎		2	1	2		1	1	2	1	4	2	16
大分		2	1			7	1	6	3	6	1	27
宮崎	3	1		3	5	1	1	2		1	1	18
鹿児島	1		3	1	1	3	2	1	3	2	4	21
山口	1	4	3	1	2	2			1			14
広島	2											2
岡山		1	1	1						1		4
島根	1											1
愛媛	1		2						1		2	6
大分			1									1
北海道		1								1		2
計	46	41	40	37	39	39	38	39	38	42	40	439

た事にもよるが、学生諸君の自重による結果でもあると考えられる。

学園紛争後、学生と教官の対話などが問題となって、昭和44年度から新たにそれに関連する学校行事として、教官と学生のグループとの懇談、校外における宿泊研修、及び新入生歓迎の行事の三つが企画され、以来毎年続けられてきた。

教官と学生のグループ懇談会については、当初全教官が当たっていたが、後では各クラス毎にそのクラス担当の教官が当たるようになった。なお、47年度からは3年次学生と所長とのグループ別懇談会も持たれるようになり、さらに意義あるものとなった。

校外での宿泊研修については全校揃って実施され、目的とする処は全学生と教職員が1泊2日ではあるが起居を共にして団体生活を通じて相互の信頼を深めるというもので、第1回目の44年度は9月に国立阿蘇青年の家に於いて行なわれた。内容は講話、討論、運動、及び野外活動などで、時期は前後期交替する10月中旬に毎年場所を変えて1泊2日で行なわれるようになった。各年度毎の宿泊研修の場所は次の通りである。

44年 阿蘇青年の家、45年 九重・九州地区国立大学共同研修所、46年 阿蘇青年の家、47年 同上、48年 天草青年の家、49年 阿蘇青年の家、50年 天草青年の家、51年 雲仙国民宿舎「青雲荘」

この行事は全学年揃っての行事であったので、昭和51年度が最終回となった。

次に学園紛争時に問題となった学生の自治活動について紛争後学生間で学生自治会設立の機運が芽生え、全国の趨勢を受けてそれに習い規則を設けて学生自治会が作られ、学校側も昭和45年9月にその設立を認めることとなった。学生自治会設立について学生から出された学内団体設立許可願によると、自治会の目的は、①学問の真理と自由の追求、②学生生活の向上、③学生相互間の連帯と全国学友との連帯、④学生生活の権利と利益を守る、とある。会の役員

は正副の執行委員長のほか会計、庶務、及び幾人かの代議員が定められている。

学生自治会も設立当初の数年間是比较的活発であったが、その後学生の世代も代わり、昭和50年以降は自然消滅の状態である。

(4) 学 生 寮

本校の寮は校舎と同様に昭和42年度に建設され、43年度から入寮生を見た。寮の建設に当たり、その場所の選定については教育学部、及び大学当局で色々検討され、結局現在地熊本市新南部町字居屋敷420番の1の教育学部実習農場の一隅ということになった。昭和43年3月竣工してその地名をとり新南部寮と命名され、鉄筋コンクリート3階建て、延面積1,504m²、収容人員82名である。

寮の管理については熊本大学養護教諭養成所学寮管理運営規則、及び学寮委員会規則が、昭和43年4月に設けられ、それに基づき寮生は寮生内規を定めて、その運営は寮生の自治によって行なわれてきた。即ち、寮運営の組織としては、委員長、副委員長、書記各1名、会計4名の他、文化企画委員3名、管理厚生委員2名の役員が寮生の中から選挙で選ばれ、これが執行部となり、決定機関としては随時寮生大会がもたれた。寮の管理に専従する学校当局の職員としては、教務係に籍を置く女子職員1名のみであったので、寮生は自らの費用で炊婦2名を雇い、寮の清掃、その他は寮生が当番で当たるなどしてその運営に当たった。

また、寮生と学校当局との間では、学寮管理運営規則により、両者の代表が会合する学寮懇談会も開かれ、寮生活上の問題点について意見の交換も行なわれた。

かくして10年に亘る間、寮の運営は全く順調に行なわれ、その間寮生の良き勉学の場、また懐しき青春の思い出の地となったに違いない。前述の寮に関する規則の概要は次の通りである。

熊本大学養護教諭養成所学寮管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本大学養護教諭養成所（以下「養成所」という。）の学則第31条第2項の規定に基づき、養成所寄宿舎（以下「学寮」という。）の管理運営について必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(学寮の性格)

第2条 学寮は、学生の勉学に適する環境において自主的に規律された共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資する課外教育施設とする。

(管理運営責任者等)

第3条 学寮の管理運営責任者、収容対象及び収容定員は、次のとおりとする。

管理運営責任者	養成所長
収容対象及び収容定員	養成所学生 82人

(学寮委員会)

第4条 学寮の管理運営に関し、具体的な方策を審議しその円滑な運用を図るため学寮委員会を置く。

2 学寮委員会に関する規則は別に定める。

(入寮の願い出)

第5条 学寮に入寮することを希望する者は、所定の入寮願に別に指定する書類を添えて、養成所長に願い出るものとする。

(入寮者の選考)

第6条 入寮者の選考は、学寮委員会の定めた方針に基づき、養成所長が行なう。

(入寮者の許可)

第7条 入寮の許可は、前条に規定する選考の結果に基づいて、養成所長が行なう。

(入寮の手続)

第8条 入寮の許可を受けた者は、指定された期限までに、養成所長に所定の契約書を提出して入寮しなければならない。

熊本大学養護教諭養成所新南部寮寮生内規

1 役員を選挙について

- (1) 運営委員の選出は、前後期それぞれの期の第1回の寮生会議において選出する。
- (2) 役員選挙を公明正大に行うため、寮生会議において3名の選挙管理委員を、役員選挙に立候補しない者の中から選出する。委員は選挙に関するすべての業務を行ない、その任期は役員の任期に準ずる。
- (3) 補欠選挙の方法は、定期寮生会議に於ける役員を選出に準ずる。その業務は、それぞれの期の選挙管理委員が行なうものとする。

2 役員構成について

本寮運営委員会には、左の役員をおき、その構成は次のようにする。

- (1) 委員長 1名 前期は3年生から後期は2年生から選出する。
- (2) 副委員長 1名 前期は2年生から後期は1年生から選出する。
- (3) 書記 1名 前期は2年生から後期は1年生から選出する。
- (4) 会計 4名 前・後期とも1年生1名、2年生2名、3年生1名を選出する。
- (5) 文化企画委員 3名 前後期とも各学年から1名ずつ選出する。
- (6) 管理厚生委員 2名 前後期とも各階から1名ずつ選出する。

3 当番について

- (1) 毎日午後7時から午後10時30分まで全寮生は交替で事務室の当番を行なう。(日曜・祭日は午前9時からとする。)
- (2) 当番は毎日2名ずつとする。
- (3) 当番は次のような任務を行なう。

- イ 電話の取次ぎ
- ロ 特殊郵便物の受渡し
- ハ 食堂の清掃
- ニ 浴室の清掃
- ホ 火気の点検と戸締り
- ヘ 当番日誌の記入

また、新南部寮に於いては開寮以来毎年11月に寮生自らによる盛大なる寮祭が行なわれ、そ

の時には熊大の他の学生寮などの寮生代表も招いて、養成所の寮生、教職員一同と共に会食をするなどの催しが行なわれた。また寮生によるバザー、演劇など盛沢山の行事が行なわれ、当日は寮周辺の新南部町一般住民にも開放されることもあり、新南部寮はその周辺の地域とも密接な存在であった。

各年度当初の在寮生の数は次に示す通りであるが、82名の収容人員に対して大抵その半数から3分の2程度の入寮生であるから各自の居室は十分に余裕があるのが常であった。

入 寮 者 状 況

収容定員 82

区 分	1 年 次	2 年 次	3 年 次	計
昭 和 43 年 度	21	16	9	46
44	16	19	14	49
45	28	11	6	45
46	25	21	8	54
47	18	23	12	53
48	17	13	11	41
49	24	11	4	39
50	23	22	11	56
51	15	20	17	52
52		5	15	20

新南部寮も昭和52年度で満10年となったが、先年来の新入生の募集停止により、入寮生も一段と少なくなり、53年度からは入寮生が無く、遂に養成所より一足先に52年度でその歴史を閉じた。そして昭和53年2月25日、在寮生、教職員、関係者が相寄って晩餐会など催され、最後の行事である閉寮式が行なわれ同年3月31日閉寮となった。

5. 新校舎の施設・設備

(1) 校舎と寮

養成所開校当時の旧校舎については第1節で述べたように、また別掲写真にその一端がうかがわれるように、旧第五高等学校当時の建物である。その面積については次の通りである。この校舎も43年に新校舎が出来て移転後間もなく用途廃止になり、今は取り払われて写真にその姿を残すのみである。

旧校舎（昭和41年発足当時の建物）

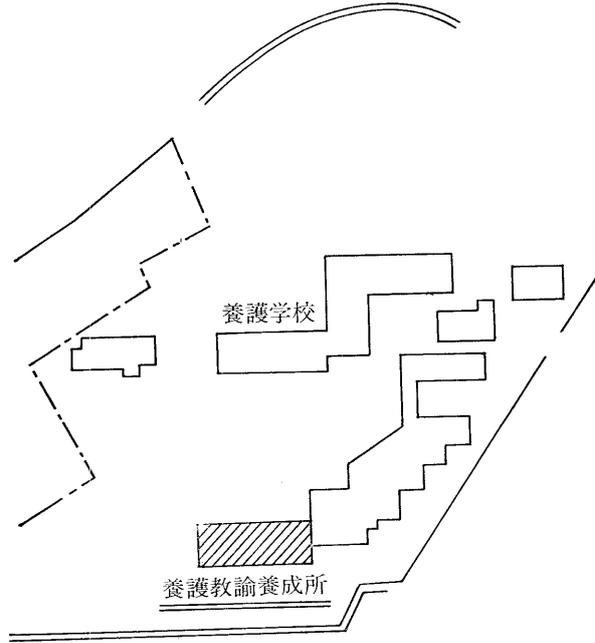
構 造	数 量	価 格	備 考
木造平家建	164坪	3,430,363円	昭和39.8.27 理学部より整理替
(ひさし)鉄骨		79,000	40.2.4 従物(ひさし)新設 計価格 3,509,363円
	543m ²	5,119,124	41.4.1 法令改正による数量換算
	〃	203,000	41.6.6 模様替 計価格 5,322,124円

(昭和43年7月29日 用途廃止)

現在の校舎は昭和42年8月29日起工，建築費4,200万円，電気工事費605万円，設備費395万円を要して昭和43年3月10日竣工したもので，総面積1,653m²，鉄筋コンクリート3階建てである。

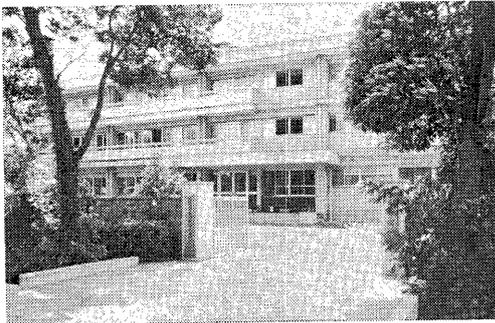
新校舎（昭和52年12月1日現在の建物）

構 造	数 量	価 格	備 考
鉄筋コンクリート造3階建	$\frac{545\text{m}^2}{1,653}$	42,000,000円	昭和43.3.18 新築
(ブラインド)		159,874	昭和43.3.26 従物(ブラインド)取り付け 計価格 42,159,874円



黒髪地区配置図

校舎本屋の外，昭和47年3月にはコンクリートブロック平屋建10m²の薬品庫（416,670円）昭和49年2月に同じくコンクリートブロック平屋建30m²の動物舎（1,727,000円）増設された。



新南部寮

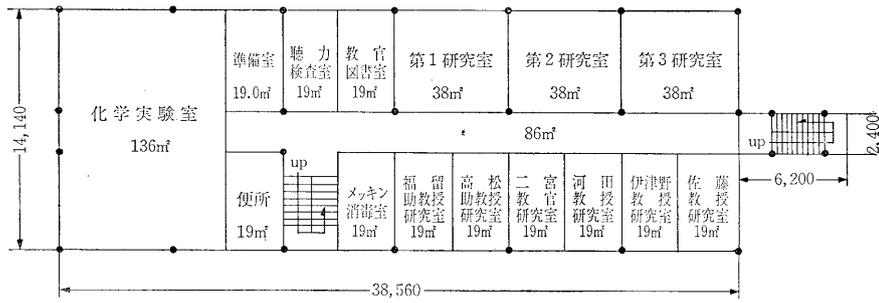
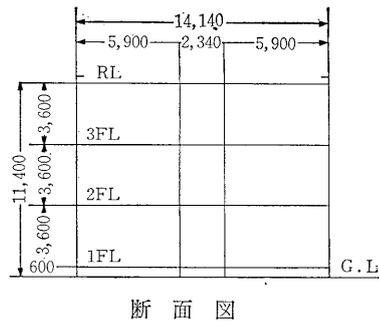
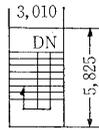
寮も校舎と同じく昭和42年8月起工で鉄筋コンクリート造3階建総面積1,504m²で，（建築費3,750万円，電気工事費4,195,000円，設備費950万円），同42年3月竣工したものである。

寄宿舍（新南部寮）

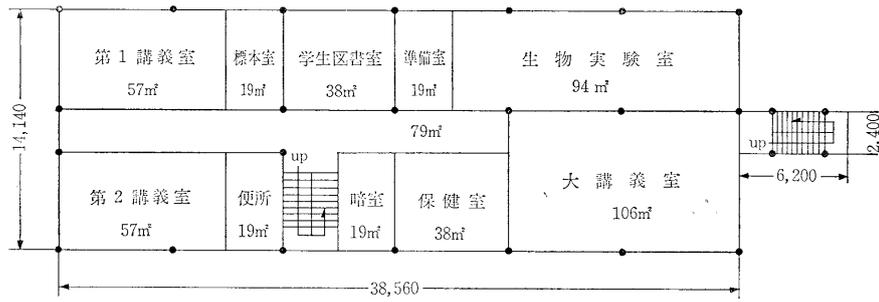
鉄筋コンクリート造 3階建 $\frac{577}{1,504}\text{m}^2$
昭和43.3.22. 新築36,558,310円

熊本大学養護教諭養成所校舎平面図

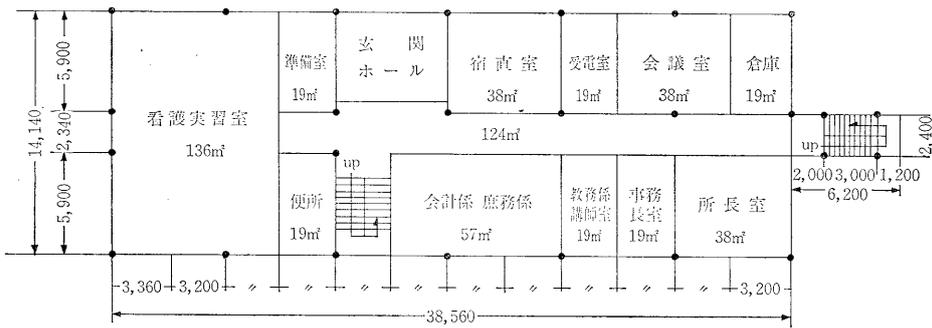
面積表					
階別	1階	2階	3階	PH	合計
面積	545.24	545.24	545.24	17.53	1,653.25



3階平面図



2階平面図



1階平面図

従物（ブラインド）取り付け46,628円 昭和43. 3. 26 計36,604,938円

模様替（階段袖壁）24,500円 昭和44. 3. 18 計36,629,438円

階別	1階	2階	3階	P H	合計
面積	577.52	455.52	455.52	15.695	1504.655
収容人員	0	42	40		82名

(2) 設備、機器、備品

開校当初は仮校舎住まいで、設備その他についても全く無に等しい状態から出発したのであるが、新設校として設備費の予算等も特に考慮されて年々と整備されてきた。開校3年目の昭和43年度には新築の校舎に移り、教室は勿論のこと実習室、研究室も一応整い、実習用の顕微鏡も学生1人に1台の割で整備された。

6. 卒業生

(1) 就職の状況

昭和44年3月第1回の卒業46名以来、最終の11回までの卒業生の総数は429名である。その大部分が現在全国各地で養護教諭として活躍中であるが、毎卒業年次別の卒業時の就職状況をみると次の通りで429名のうち398名、即ち卒業生の約93%が実際に養護教諭になったことになる。

卒業時の就職状況

区分 卒業年度別	養護教諭					その他	計
	小学	中学	高校	幼稚園	養護学校・他		
昭和43年度	31	7	2	1	0	5	46
44	25	9	1	0	0	6	41
45	18	13	6	0	0	1	38
46	19	9	3	0	1	7	39
47	21	14	2	0	0	1	38
48	23	10	2	0	1	0	36
49	24	7	5	2	0	1	39
50	14	9	5	0	2	4	34
51	22	7	5	0	1	5	40
52	25	11	4	0	0	0	40
53	21	9	6	0	1	1	38
計	243	105	41	3	6	31	429

この数は国が養護教諭養成所に期待したところに十分応えるものと言えよう。就職先は勿論小学校が一番多く、次いで中学校、高等学校、養護学校、幼稚園の順である。

卒業生の状況も常に移動しているが、昭和54年4月現在での詳細は次の通りである。

卒業生の在職状況

(昭和54年4月現在)

卒業の回	総数	養護教諭として在職	左の内訳			
			小学	中学	高校	その他の校
1	46	28	15	12	1	0
2	41	27	16	8	2	1
3	38	25	18	6	1	0
4	39	28	17	8	2	1
5	38	33	22	11	0	0
6	36	30	22	4	3	1
7	39	33	20	8	2	3
8	34	31	16	7	5	3
9	40	34	25	6	2	1
10	40	39	26	10	2	1
11	38	37	21	9	6	1
計	429	345	218	89	26	12
		80%	50%	21%	6%	3%

即ち全卒業生429名のうち345名、約80%が現在も全国各地で養護教諭として活躍している。その任地の府県別については次表の通りで、熊本を含む17の都府県にまたがっている。中でも熊本県が一番多いが、それに次ぐのは福岡、大分、東京の順である。

卒業生在職県別

(昭和54年4月現在)

卒業の回	熊本 在職	他県 在職	福 岡	佐 賀	長 崎	大 分	宮 崎	鹿 児 島	山 口	広 島	愛 媛	兵 庫	大 阪	滋 賀	三 重	愛 知	神 奈 川	東 京	福 島
1	7	21	1	1	0	0	1	0	1	1	1	2	3	0	1	1	3	5	0
2	7	20	2	1	2	0	1	0	0	0	0	2	6	0	0	1	2	2	1
3	12	13	3	1	0	1	0	1	2	0	1	0	2	0	0	0	1	1	0
4	15	13	0	0	1	0	2	1	1	0	1	0	3	0	0	0	1	3	0
5	15	18	5	0	0	0	4	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	7	0
6	16	14	2	0	0	2	1	2	2	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0
7	21	12	3	0	1	1	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0
8	20	11	0	0	2	5	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
9	21	13	2	0	1	6	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
10	17	22	6	0	3	9	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	21	16	5	2	2	1	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
計	172	173	29	5	12	25	12	14	7	3	5	9	15	1	1	2	8	24	1

(2) 同窓会

昭和44年3月第1回の卒業生36名が出て、さらに将来続く卒業生のことも考慮されて同窓会が結成された。会則によると会員は正会員（養成所の卒業生）、特別会員（養成所の専任教官、

並びにその職にあった者)、及び準会員(養成所在学生)からなり、養成所長を名誉会長とし、正副の会長各1名の外、役員として若干名の評議員と幹事がある。

卒業生の総数は429名、未だ物故者をみないので、正会員数も同じく429名で全国各地に在住している。熊本で研修会などがある機会をみて、毎年1回は総会が開かれ、卒業生交歓の場となっている。歴代の会長は次の通りである。

第1代 上田広子(第1回卒業) 第2代 黒田和美(第2回卒業) 第3代 西岡弓子(第3回卒業) 第4代 坂田ゆみ(第4回卒業) 第5代 藤高邦子(第5回卒業)

なお、4年制移行に伴い、第11回の卒業で養成所は終止することになり、同窓会でもその後組織をどうするか検討されたが、教育学部同窓会の好意により、養成所同窓会もその中に含まれることになった。

(3) 免許法認定講習

養成所卒業後の教員免許の資格は、短大出身者と同じく養成教諭の2級である。しかし、2級から1級の免許状を取ろうとする場合に必要な経験年数と修得単位の点では養成所卒業について大いに考慮しており、2年の短大卒業にくらべ容易に1級の免許状を取り得るようになっている。それに応じて本校卒業生について、1級の養護教諭の資格取得の道を開き、合わせて本校卒業以外の同様の希望者もその目的を達するように、昭和48年度から養護教諭1級の資格を取得するための熊本大学による免許法認定講習が、当所で毎年続けられてきた。開講の時期は7月、8月に行なわれ、時間的にみて1年目に一般教育科目、養護に関する専門科目、教職に関する専門科目、三者合わせて5単位を取得し、2年目で合計10単位、即ち養成所卒業者が必要とする単位数を満たすようになっている。

講師は養成所教官、教育学部、その他からである。受講者の定員は例年約50名となっているが、受講希望者が多数みられた。年次別の受講者の数は昭和48年78名、昭和49年74名、昭和50年53名、昭和51年74名、昭和52年65名、昭和53年76名、53年度までの総計は420名である。

7. 新体制への移行

(1) 4年制の構想とその運動

第1節でも述べた様に国立養護教諭養成所は修業年限3年で、4年制の大学と2年制の短大の中間にあり何れともつかず、卒業後の資格待遇にしてもいろいろと問題点があった。まず、資格については、本務とする養護教諭について、養護教諭養成専門の学校で3年の教育を受けながら1級の免許状が取得できない点に大きな難点があった。さらに就職した場合の待遇にしても大学卒とは格段の差があることも問題点であった。

養成所発足の当初から各方面でこの問題点について論議され、全国の養成所内部からも改善

を促進する運動が盛り上がった。それに当たったのは「国立養護教諭養成所協会」(国養協)である。これとは別に養成所設立当初から毎年全国の養護教諭養成所の所長、事務長の集まりである「全国国立養護教諭養成所協議会」が公式の会議として例年開かれていた。しかし、養成所についていろいろと改善を要することについて実際に運動を行なうには、別にそれにふさわしい組織を作ったが良いという趣旨で結成されたのが、前述の「国養協」である。これは全国の国立養護教諭養成所の教官をもって会員とし、会費(各養成所ごと年額20,000円)を集めて、それでその運動を行なうというのである。昭和44年、主として愛知教育大学と茨城大学の養成所の尽力により結成され、以後活発に養成所の改善について、国会、文部省、その他の関係機関に働きかけるようになった。

問題解決のため、関係者が先ず第1に望んだことは、中途半端な3年の修業年限を4年に、即ち養成所を大学に昇格させるということである。修業年限が4年となれば、3年制の養成所よりも、さらに充実した教育が可能となり、養護教諭の質の向上につながる。そして、卒業後の身分待遇も大学との格差が解消して、養護教諭に優秀な人材を確保することにもなるというのである。「国養協」設立の当初、国会に3年制の国立養護教諭養成所を国立大学の4年課程に改正するよう請願した趣旨と請願事項は次の通りである。

請願の趣旨

昭和40年、国立養護教諭養成所が設立されましたが、養成年限が3年であることにより、すぐれた養護教諭の養成に次のような大きな支障を来しております。

- 1, 3年間の教育では基礎教育、専門教育はもとより十分な臨床実習や教育実習等を行なうことが困難である。
- 1, 学校教育法によっていないために、卒業生の身分、待遇などが不明確である。このことが優秀な人材の確保を困難にしている。

養護教諭の養成を一般教員と同様に大学の4年課程で行なえるよう制度の改正を請願いたします。

請願事項

- 1, 現行の国立養護教諭養成所設置法を廃止し、養護教諭の養成を国立学校設置法にもとづく4年制大学で行なうよう制度を改正すること。

当養成所でも教職員、学生、後援会、その他の学校保健関係の各位に請願の署名を求め、この運動の推進につとめた。そして、遂に昭和46年5月24日第65回国会に於いて衆参両院において請願が採択され、この運動も一歩前進するところとなった。

また昭和45年6月5日には、全国122の団体17,000名の賛同署名を得て、「国養協」より文部大臣に「4年制大学に於ける養護教諭養成制度確立に関する要望書」を提出した。そして次の第66回の国会でも両院に於いて請願は採択された。そこで文部省もこれに対応した対策に迫られ、請願の処理について次に示す様に見解を明らかにした。

第65、第66回衆参両院において採択された請願の処理経過

国立養護教諭養成所は、養護教諭の増員計画に対応して、養護教諭の計画的養成確保を図るため、昭和40年度から、全国8ブロックに各1ヶ所のほか、昭和44年度に千葉大学に設け、9国立大学に附

置されている。

現在養護教諭の採用は、そのほとんどが短期大学、養護教諭養成機関および国立養護教諭養成所の卒業生で占められており、特に、国立養護教諭養成所の卒業生については、そのほとんどが養護教諭として就職している。反面、免許状の取得できる4年制大学の卒業生で養護教諭に就職するものは、ごくわずかな現状となっている。

従って、国立養護教諭養成所を国立大学の4年課程とすることについては、養護教諭の養成確保という本来の目的を達成するための方途、養護教諭の資質の向上についての要請等を十分勘案しながら今後慎重に検討することとしたい。

このような経緯で文部省も4年制問題についての検討を約するところとなり、また「国養協」もさらに運動を繰り返し、一方、公式機関である「全国国立養護教諭養成所協議会」に於いても、昭和47年茨城大学で開かれた第6回の会合で4年制問題を文部省への要望の一つとして取り上げた。このことが同年7月12日全国9つの養成所の所長の連名で文部省に提出された要望書の要望事項の第8項には、次のように記されている。

「8. 養護教諭養成所を4年制大学の課程とすることについて

養護教諭は、児童生徒の養護を掌る教育専門職であり、その職務遂行には幅広い教養と十分な専門的知識を必要としております。このような専門職の養成には、国立養成所の3年の教育機関では不十分であります。

一般教員と同様に養護教諭を4年制の国立大学で養成するよう養成制度の確立に格段のご配慮をお願い致します。」

さらに48年徳島大学に於いて開催された第7回全国国立養護教諭養成所協議会に於いても、4年制のことが要望事項の第一に取り上げられ、「養護教諭養成期間3年を4年制に改めるよう配慮願いたい。」として、前回同様趣旨説明をつけて7月文部省にその要望書を提出した。

このような各方面からの要望に応じて、文部省でも検討を続けた結果、遂にその実現に乗り出すことになり、48年8月には4年制の養護教諭養成を行なうことが、省議で決定された。

そして昭和48年9月18日、文部省は養護教諭養成所を附置する九つの国立大学の事務局長を集めて、養護教諭養成に関する打ち合わせ会を開いた。さらに同年10月には、各国立養護教諭養成所長、並びに当該大学の教育学部長の会合を開き、いよいよ4年制実現への第1歩を踏み出すことになった。

(2) 当養成所の新体制対応策と準備

上述の状況に応じて、当養成所でも4年制問題について検討する必要に迫られて、「4年制問題検討委員会」が作られ、検討を始めた。その結果が昭和49年1月、「養護教諭養成所改革について」という表題で一応まとめられた。それによると教育学部に養護教諭養成のために新しく一つの課程が設けられて、そちらに移行すると、養成所以外の2、3の関係組織と合同で新しく熊大内に新学部を増設して、それに包含されるという二つの途が考えられた。学部新設の方向についても、大学内各関係方面に当たってみたが、その機が熟せず、結局帰着するところ、教育学部に養護教諭養成のために新課程が設けられることになった。そして、そ

のカリキュラムの立案には、従来の経緯から養成所も一部それに参画した。

これまで養成所は熊大の中でも、学部とは違った一種独立の機関であったので、その入試・カリキュラム、その他についても一般学部とは別に独自の規定により、実施されることが多かった。しかし、教育学部内の新課程では、熊大各部共通の規則によらねばならず、カリキュラムも従来の養成所のものに比べて、内容も大幅に変わった。

昭和51年には教育学部の昭和52年度予算の概算要求に、新課程設置の計画が盛り込まれた。しかし、その予算が実現すれば、昭和52年度からは教育学部の新課程に学生が入学することとなり、養成所は新入生の募集を停止せねばならない。その見通しも52年度予算の内示を待たねばはっきりしないので、差し当たり51年中に発表する本校の52年度学生募集については、教育学部に新課程が設置された場合と、従来の通り養成所に新入生を受け入れる場合の両様の構えで、入試の科目なども熊大の入試要項と全く同じ内容のものとされた。

昭和52年1月に至り、52年度予算の内示があって、52年度より教育学部に養護教諭養成のために新課程が設けられる見通しとなり、52年度からは入学生の募集を停止することになった。

(3) 新課程への移行と閉校

前にも述べた様に昭和52年度は、新課程への移行の第1年目ではあるが、当所としては入学の募集を停止して1年生がいなくなったが、その他は教職員の組織もそのまま大きな変化はなかった。しかし、次の昭和53年度になると、学生は最終学生の3年生のみとなり、教官定員も従来の9名から3名（教授1，助教授1，助手1）減となり6名に、事務職員も係長1，係員1の2名の減員となった。そして53年は校務の重点は閉校の問題にしばられた。

昭和54年3月6日、最後の養成所運営委員会が開かれたが、その時了承された移行計画は次の通りである。

熊本大学養護教諭養成所の移行計画

1. 教官人事 進行中

教官定員は教授3，助教授3，助手3計9であるが、昭和53年度当初に定員3（教授，助教授，助手各1）を教育学部へ移したが、現員面では教授1が配置換となり、欠員中の助教授，助手の定員各1は籍だけ移したことになる。残る定員6については昭和54年度に一括して移行されるが現員6名のうち教授1は停年のため移行後退官し，助手1は退職予定であり，他の4は教育学部において選考中である。

2. 事務系人事

(イ) 係長2，（総務係長，会計係長）全学的な配置換で本部と接渉中

(ロ) 係員2，（総務係員2名）教育学部へ

(ハ) 退職予定2，事務長と会計係員（女子）

3. 施設関係

(イ) 校舎（RC3F延1,653㎡）の54年度以降の使用計画については教育学部において計画中である。

(ロ) 寄宿舎（RC3F延1,504㎡）については53年度より寮生不在のためその処置については教育学部に一任してある。

4. 備品関係

(i) 教育機器

教育学部養護教諭養成課程へ一括引継。

高額機器（50万円以上）については別紙リストのとおり。

(ii) 管理部系

教育学部へ備品類は一括引継。

保管換えについてはリストを作成中である。

5. 書類関係

養成所に係る書類、図書等の引継は教育学部へ

総務係（庶務系、人事記録等、教務系は成績証明書台帳、卒業証書台帳、個人調査票等永久保存分）

なお、授業料徴収猶予分の追跡調査（54年度以降3年6月）と認定講習（1級免）の実施に関しては特に留意を要する旨教育学部当事者に依頼してある。

会計係（国有財産台帳、備品台帳等）

6. その他

最終在籍学生38名については現時点で全員卒業可能の見込みであり、学部への編入希望者はいない。

閉所直前の行事として閉所式を別紙のとおり計画している。

諸規則の廃止については事務局庶務課文書係と協議中である。

その後、計画通り教官については、養成所から教育学部の新設の課程に配置換になり、事務職員についても教育学部事務に配置換の他、全学的配慮によって無事人事を終了した。

同じく校舎、寮、図書、備品関係が全て教育学部に移管になり、関係書類、事務共に教育学部に引き継がれた。

学生については、最終在籍学生38名全員無事卒業して、別に問題はなかった。

かくして、色々難問をかかえた閉校・新課程への移行のことも無事に進行し、54年3月29日には閉所式が盛大に行なわれ、その時養成所の歴史を記録するものとして、記念誌「養護教諭養成所のあゆみ」が配布された。

ついで昭和54年3月31日をもって、養成所は閉校となったが、創設以来10余年、その歴史は関係各方面より寄せられた支援、並びに好意に待つ所多かった。

第2節 養成所の研究と活動

（昭和54年3月31日現在）

（1）養成所全体の研究動向

養護教諭養成所の教官は殆ど医学部関係出身者であるので、出身教室と関連する研究課題の他、学校保健に関する研究は、学生の卒業研究及び卒業生を中心とする現職者との共同研究を通じて行なわれているのが現状である。その主要なものをあげれば以下のようなものである。

① 児童生徒の健康障害について

- ① 体質的諸障害, 肥満, 痩せ, アレルギー性障害 (喘息, 皮膚疾患) OD症の実態, 並びに関連調査—体質医学研究所, 体質小児科の援助による。 ②感染症 (風疹, インフルエンザ) の疫学的調査—熊本県衛生公害研究所の援助による。 ③学校病としての歯, 近視の実態並びに関連諸調査。 ④行動的, 情緒的障害に関する諸調査 (登校拒否, 非行, 遊び, テレビ等) ⑤集団検診による障害の発見と追跡調査 (腎疾患, 血圧異常) ⑥学校に於ける傷害発生の実態と安全対策。
- ② 保健室経営, 設備等について
 ①保健室の設備, 配置, 常備薬についての実態調査 ②養護教諭の職務内容について ③衛生習慣形成について (歯みがき, 手洗等)
- ③ 環境衛生に関する調査
 ①上・下水, トイレ, プール等, 水質に関する調査実験 ②学校環境 (採光, 騒音, 大気汚染等) 調査
- ④ 栄養調査, 食品衛生について
 ①学童期の栄養調査 ②食品添加物の分析
- ⑤ 体位, 体力, 姿勢等について
 ①体位と体力の関係 ②姿勢, 及び机, 椅子との関係 ③左利きについて
- ⑥ 保健教育, 指導について
 ①保健科教育の方法, 内容 (公害教育等を含む) ②性教育の方法 ③性意識, 知識の実態 (月経, 及びその随伴症を含む) 調査

(2) 各教官の研究

以下各教官の個人的研究について概説すると次の様である。

- 1) 佐藤教授

①新生児医学を中心とした広い小児科臨床医学的研究, ②検尿による腎障害児の発見とその追跡的調査, ③ School nurse の範囲と任務
- 2) 伊津野教授

①汚染指標としての大腸菌のコリシンによる型判別について, ②細菌が作るコリシン不拮化物質の本態とその応用
- 3) 河田教授

胸腺抽出物の個体に及ぼす影響 (免疫的内分泌的变化), ①学生, 教師, 成人における性知識, 実態意識に関する調査, ②皮膚温変化と体質
- 4) 前田助教授

①各種事業所, 工場に於ける環境および従業員の健康調査, ②農村の各状況 (施設園芸, 蘭草, 果樹園等での作業調査, 農村婦人と貧血について), ③学校周辺の騒音, ④中学生の溶剤乱用についての検討
- 5) 二宮助教授

①ニワトリ胚の血流により移動する始原生殖細胞の形状と動態（医学博士の学位取得），②市販氷菓類および清涼飲料水の Vitamin C，糖含量，並びに合成着色料，③女子大生の栄養摂取量と消費熱量

6) 中島助手

①検尿による腎障害児の発見とその追跡調査，②学童と肥満について，③性に関する調査

7) 石田助手

①肝ミクロゾームでの薬物代謝を担うチトクローム P-450の可溶化及びアフィニティークマトグラフィーによる精製（医学博士の学位取得），②精製チトクローム P-450の諸性質の検討より薬物代謝の本態の究明につとめる。

8) 福留助教授

昭和52年2月逝去，在任時の研究

①検尿実施による腎障害児の発見並びに追跡調査，②養護教諭執務内容，保健室経営，③精神衛生的指導について